

# 官報

号外 昭和三十六年四月二十五日

## 第三十八回 衆議院會議録 第三十三号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

議事日程 第二十六号

昭和三十六年四月二十五日

午後一時開議

- 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)
- 昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その2)
- 昭和三十四年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書
- 昭和三十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書(承諾を求めらるるの件)
- 昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書(その1)
- 昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)
- 昭和三十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

- 第二 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出)
- 第三 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)
- 昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その2)
- 昭和三十四年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書
- 昭和三十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書(承諾を求めらるるの件)
- 昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書(その1)
- 昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)
- 昭和三十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

- 日程第三 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出)
- 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後六時三十六分開議  
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

- 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)
- 昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その2)
- 昭和三十四年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書
- 昭和三十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書(承諾を求めらるるの件)
- 昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書(その1)
- 昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書(その1)
- 昭和三十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(その1)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)外六件(承諾を求めらるるの件)、右七件を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。決算委員長荒松清十郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○荒松清十郎君 たいま議題となりました昭和三十四年度一般会計予備費

使用総調書(その2)外六件の事後承諾を求めらるる件について、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各件は、いずれも本年二月十七日日本委員会に付託せられ、三月二日大蔵省当局より説明を聴取した後、本月二十日質疑を行ないました。審議の詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

同日、採決の結果、昭和三十五年度一般会計予備費(その1)につきましては、三池炭鉱争議及び安保改定反対闘争等に伴う警備活動に必要な経費三件の総額五億四千九百万円余は多数をもって、その他は全会一致をもって承諾を与うべきものと決し、その他の六件につきましては、いずれも全会一致をもって承諾を与うべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

まず、七件中、昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書(その1)について採決いたします。

本件は委員長報告の通り承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告の通り承諾を与えるに決しました。(拍手)

次に、たいま議題いたしました案件を除く昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)外五件を一括して採決いたします。

昭和三十六年四月二十五日 衆議院會議録第三十三号 学校教育法等の一部を改正する法律案

六件は委員長報告の通り承諾を与へるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、六件とも委員長報告の通り承諾を与へるに決しました。

○田邊國男君 日程第二は延期されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第二は延期することに決しました。

日程第三 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年三月二十三日

内閣総理大臣 池田 勇人

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
「養学校」を「養学校に」、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただ

しに、「左の」を「次の」に改める。

第四十条中「大学の学部又は大学院」と、高等学校の通常の課程(以下全日制の課程と称する)及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程(以下通信制の課程と称する)並びに通信による教育を行なう課程(以下通信制の課程と称する)並びに大学の学部及び大学院に改める。

第九号第二号中「禁こ」を「禁綱」に改める。  
第二十二条第一項中「又は後見人の職務を行なう者」を削り、「養護学校」の下に「の小学部」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校又は盲学校、養護学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終り(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り)までとする。

第二十三条中「教育に関し都道府県の区域を管轄する監督庁(以下都道府県監督庁と称する。)」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第二十四条を次のように改める。  
第二十四条 削除  
第二十条を次のように改める。  
第三十条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を共同処理す

るため、市町村の組合を設けることができる。  
第三十一条第一項中「町村が」を「市町村は」に、「市町村学校組合」を「又は前条の市町村の組合」に改める。  
第三十二条中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会」に改める。  
第三十三条を次のように改める。  
第三十三条 削除  
第三十九条第一項中「小学校の下に」又は盲学校、養護学校若しくは養護学校の小学部を、「養護学校」の下に「の中学部」を加え、同条に次の一項を加える。  
第二十二條第二項及び第二十三條の規定は、第一項の規定による義務に、これを準用する。  
第四十条中「第二十二條第二項、第二十三条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十四条まで」を「第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条」に改める。  
第四十四条第一項中「通常の課程」と、全日制の課程に、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程(以下通信制の課程と称する。)」を「定時制の課程」に改める。  
第四十五条を次のように改める。  
第四十五条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。  
監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするものその他政令で定めるものに係る第四条に規定する認可を行なうときは、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。  
通信制の課程に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。  
第四十五条の次に次の一条を加える。  
第四十五条の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在る学生が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。  
前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。  
第四十六条を次のように改める。  
第四十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、四年以上とする。  
第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 大学は、通信による教育を行なうことができる。

第五十五条第一項中「前条」を「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。  
第七十条中「第四十五条」を削る。  
第七十一条中「夫」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「(強度の弱視者を含む。以下同じ。)」を加え、「聾者」を「聾者(強度の難聴者を含む。以下同じ。)」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。  
第七十二条第二項を次のように改める。

盲学校、養学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができる。また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。  
第七十四条中「学齢生徒の中」を「学齢生徒のうち」に、「聾者」を「聾者」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若し

第五十四条の二 大学は、通信による教育を行なうことができる。  
第五十五条第一項中「前条」を「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。  
第七十条中「第四十五条」を削る。  
第七十一条中「夫」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「(強度の弱視者を含む。以下同じ。)」を加え、「聾者」を「聾者(強度の難聴者を含む。以下同じ。)」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。  
第七十二条第二項を次のように改める。

盲学校、養学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができる。また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。  
第七十四条中「学齢生徒の中」を「学齢生徒のうち」に、「聾者」を「聾者」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若し

第五十四条の二 大学は、通信による教育を行なうことができる。  
第五十五条第一項中「前条」を「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。  
第七十条中「第四十五条」を削る。  
第七十一条中「夫」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「(強度の弱視者を含む。以下同じ。)」を加え、「聾者」を「聾者(強度の難聴者を含む。以下同じ。)」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。  
第七十二条第二項を次のように改める。

盲学校、養学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができる。また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。  
第七十四条中「学齢生徒の中」を「学齢生徒のうち」に、「聾者」を「聾者」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若し

第五十四条の二 大学は、通信による教育を行なうことができる。  
第五十五条第一項中「前条」を「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。  
第七十条中「第四十五条」を削る。  
第七十一条中「夫」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「(強度の弱視者を含む。以下同じ。)」を加え、「聾者」を「聾者(強度の難聴者を含む。以下同じ。)」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。  
第七十二条第二項を次のように改める。

くは病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のものに改める。

第七十五条第一項各号を次のように改める。

- 一 精神薄弱者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他他心身に故障のある者

第七十六条中「第二十一条の下に」(第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。))を加え、「第四十五条から第四十八条まで、第五十条まで」(第四十六条から第五十条まで)に改め、「養護学校」の下に、「第五十四条の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に」を加える。

第八十四条第一項及び第二項中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会(私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事)」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第八十九条中「六箇月」を「六月」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九十四条中「左」を「次に」に改める。

第九十七条中「夫々」を「それぞれ」に改める。

第一百二条第一項中「ろ、学校」を「聾学校」に改める。

第一百二条の二中「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のあ

る」を「精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のものに改める。

第一百四条を次のように改める。

第一百四条 削除

第一百五条第二項中「第四十条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外」を削る。

第一百六条第二項中「第十二条第二項」を削り、「第二十条」の下に「第二十三条」を加え、「第四十五条第二項」を「第四十五条第四項」に改め、「並びに第二十三条に規定する定をなす権限を有する監督庁」を削り、同条第二項中の「認可する監督庁」を削り、「都道府県委員会」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第一百七条中「養護学校」の下に「並びに特殊学級」を加え、「第五十一条及び第七十六条において準用する第三十一条第一項」を「第二十一条第一項(第四十条、第五十一条及び第七十六条において準用する場合を含む。))」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第二条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

「左」を「次に」、「但し」を「ただし」に、「左」を「次に」に、「因つて」を「よつて」に、「因る」を「よる」に改める。

第五条第一項第二号を次のように改める。

一 私立学校の設置廃止(高等学校の全日制の課程(学校教

育法第四条に規定する全日制の課程をいう。)、定時制の課程(同法同条に規定する定時制の課程をいう。))及び通信制の課程(同法同条に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。))、大学の学部及び大学院、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに同法第五十四条の二(同法第七十六条において準用する場合を含む。))の規定による通信教育の開設廃止を含む。))及び設置者の変更並びに私立高等学校の通信制の課程で同法第四十五条第三項に規定するもの(以下「広域の通信制の課程」という。))に係る学則の変更の認可を行ふこと。

第十條第四項中「ろ、学校」を「聾学校」に改める。

第三十條第一項第三号を次のように改める。

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。))

第五十一條第四項及び第五項中「但書」を「ただし書」に改める。

第五十三條第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第五十五條中「因り」を「より」に改める。

改める。

第六十四條の次に次の一条を加える。

(文部大臣の承認)

第六十四條の二 都道府県知事である所轄庁は、広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人について第三十條第一項、第四十五條、第五十條第二項又は第五十二條第二項の規定による認可又は認定(第四十五條の規定による認可にあつては、広域の通信制の課程に係るものに係る認可に限る。))を行ふ場合には、文部大臣が定めるものに係る認可に限る。))を行ふ場合には、文部大臣が定めるものに係る認可を受けなければならぬ。

附則第十二項を次のように改める。

12 第五條第一項第一号中「開設廃止」とあるのは、当分の間、開設廃止並びに同法第五十五條の規定による通信教育の開設廃止」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(高等学校の通信教育の経過措置)

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の学校教育法(以下「旧法」という。))第四條の規定により高等学校の通信教育の開設についてされている認可は、文部大臣の定めるところにより、この法律による改正後の学校教育法(以下「新法」という。))第四條の規定により通信制の課程の設置についてされた認可とみなし、この法

律の施行の日前において、旧法第四十五條第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育は、文部大臣の定めるところにより、新法第四十五條第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育とみなす。

(学校法人の寄附行為変更の経過措置)

3 この法律の施行の際、現に存する学校法人で当該学校法人の設置する私立学校に課程、学部、大学院又は部を置くものの寄附行為については、この法律による改正後の私立学校法第三十條第一項第三号の規定にかかわらず、新たに私立学校を設置する場合は既に設置されている私立学校に新たに課程、学部、大学院又は部を置く場合を除き、この法律の施行の日から五年間は、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「ろ、学校」を「聾学校」に改める。

第五条第一項第十四号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条同項第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の四 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五條第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

十九の五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置す

昭和三十六年四月二十五日 衆議院會議録第三十三号

学校教育法等の一部を改正する法律案 大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案外一案

六八〇

る学校法人に係る認可等について承認を与えること。

第八条第九号中「ろろ学校」を「豊学校」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

第十二条第一項第五号を次のように改める。

五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

第十二条第一項第九号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

附則第八項中「ろろ教育用」を「官製教育用」に改める。

5 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第六条第三号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第七号中「ろろ報宣伝」を「広報宣伝」に改める。

第四十九号中「第七十条」を「第五十四条の二」に改める。

6 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十四条(定時制の課程)」を「第四条」に、「第四十五

条(通信教育)の規定により行行通信による」を同条に規定する通信制の課程(以下「通信制の課程」といふ)で行なう」に改める。

第五条中「一を置くもの又は通信教育を行なう」を「又は通信制の課程を置く」に改める。

(国民年金法の一部改正)

7 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第七号ただし書を次のように改め、同号を削る。

ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程若しくは同法第五十四条に規定する大学の夜間の学部(在学し、又は同法第五十条の二(同法第七十六条において準用する場合を含む)に規定する通信による教育を受ける生徒又は学生を除く。

理由

高等学校の通信による教育を行なう課程に関する規定を整備し、技能教育施設における学習を高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の教材の一部の履修とみなすことがで

きるみちを開き、その他特殊教育に関する規定を整備するとともに、広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長濱野清吾君。

○濱野清吾君登壇

「報告書は會議録追録に掲載」

○濱野清吾君 たいだいま議題となりました。内閣の提出にかかる学校教育法等の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案の要点は、第一、高等学校の通信教育を独立の通信制課程として、この課程のみを置く高等学校の設置を認めることと、全国または道府県にわたる広域の通信制課程の設置、廃止等の認可は、あらかじめ文部大臣の承認を得ること、第二、学校以外における技能教育施設中、文部大臣の指定するものにおける学習を、定時制または通信制の高等学校の教材の一部の履修とみなすことができるようにすること、第三、幼稚部または高等部のみを置く、雙、養護学校の設置を認めること、第四、小学校の学齢児童が就学最

高年齢である満十二才までに小学校の課程を修了し得ない場合には、特に満十五才まで就学義務があるものとする

ことなどのほか、関係法律の整備等でありませう。

本案は、去る二月二十三日当委員会に付託となり、翌二十四日文部大臣から提案理由の説明を聴取し、さらに、四月十四日には、日本光学工業株式会社常務取締役原保見君、神戸市立産業教育学会会長橋原保見君、日本産業教育学会会長藤林博夫君を参考人として招致し、その意見を聴取するなど、慎重に審議されたのであります。

本案の委員長の報告は可決でありませう。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしましたしませう。

○議長(清瀬一郎君) 御報告いたしましたしませう。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしましたしませう。

かくて、四月二十一日、本案に対する質疑を終了、日本社会党を代表して村山喜一君から反対の討論があり、次いで採決の結果、起立多数をもって本案は原案の通り可決されました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしましたしませう。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出)

税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案、税理士法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませう。

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案、税理士法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

右

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年三月十八日

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

(外貨地方債証券についての政府の保証)

第一条 政府は、当分の間、法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、大阪港又は堺港における港湾施設の建設又は改良、これらの臨港地域における工場用地の造成及び工業用水道、輸送施設その他の

2 政府は、前項の規定によるほか、同項に規定する地方債証券を失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができ、(外貨地方債証券の利子等の非課税)

2 政府は、前項の規定によるほか、同項に規定する地方債証券を失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができ、(外貨地方債証券の利子等の非課税)

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前条の地方債証券の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府が昭和三十六年度において第一条第一項の規定により保証契約をすることが出来る金額の限度は、大阪府及び大阪市が共同して

発行する地方債証券につき、その発行の時に於ける基準外国為替相場又は裁定外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第一項又は第二項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。)で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び当該証券の発行に関する契約に基づいて支払うべきその他の支払金の額に相当する金額とする。

理由

大阪港及び堺港並びにその臨海地域の整備に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等の非課税の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

税理士法の一部を改正する法律案

昭和三十六年三月二十日  
内閣総理大臣 池田 勇人

税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中(第四十九條―第四十九條の十九)を(第四十九條―第四十九條の二十一)に改める。  
第三條第一項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、

「第二十四條」の下に、「第三十六條」を加える。

第四條第五号中「関税法(明治三十二年法律第六十一号)」「噸税法(明治三十二年法律第八十八号)」を「関税法(昭和二十九年法律第六十一号)」「とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)」に改め、同條第七号中「税理士の登録を取り消された者」を「税理士業務を行なうことを禁止された者」に改め、同條第九号中「登録の申請を却下された者」を「登録を拒否された者」に改める。

第五條第一項第二号中「行政事務」を「官公署における事務」に改める。  
第八條第一項第五号中「所得税」を「官公署における事務のうち所得税」に、「行政事務」を「事務」に改め、同項第六号中「国税に関する行政事務」を「官公署における国税に関する事務」に改め、同項第七号中「事業税」を「官公署における事務のうち事業税」に、「行政事務」を「事務」に改め、同項第九号中「地方税に関する行政事務」を「官公署における地方税に関する事務」に改める。

第十九條第一項中「国税庁」を「日本税理士会連合会」に改め、同條第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第二十一條第一項中「その住所地を管轄する税務署長を經由して、国税庁長官を、大蔵省令で定める税理士会を經由して、日本税理士会連合会」に改め、同條第二項中「二通」を「三通」に、「税務署長は」を「同項の税理士会は」に改め、「当該申請者の

住所」の下に「その所轄税務署長並びに当該住所」を加える。

第二十二條第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「当該登録の申請を却下し」を「登録を拒否し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定による通知に係る者につき登録をしようとするときは、第四十九條の十七に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

第二十二條第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「登録を拒否し」を「登録を却下し」に改め、同條第三項及び第四項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「登録の申請を却下する」を「登録を拒否する」に改める。

第二十三條の見出し中「国と地方公共団体」を「国等と日本税理士会連合会」に改め、同條第一項中「市町村」を「税務署長並びに市町村」に、「第二十四條」を「次条」に、「国税庁長官に通知しなければならない。」を「日本税理士会連合会に通知するものとする。」に改め、同條第二項中「国税庁長官は」を「日本税理士会連合会は」に、「登録の申請を却下した」を「登録を拒否した」に改め、「その旨を」の下に「国税庁長官並びに」を加える。

第二十四條第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同條第三号中「国税又は地方税を不正に国税又は地方税の賦課又は徴収」に、「免かれ」を「免

れ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

第二十四條の次に次の一条を加える。  
(登録を拒否された場合等の異議の申立て)

第二十四條の二 第二十二條第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に関する通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、国税庁長官に対して異議の申立てをすることができ、

2 第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月以内に当該申請に係る登録がされない場合(当該期間内に当該登録を拒否された場合を除く)には、当該登録を拒否されたものとして、当該期間満了の日後三月以内に、政令で定めるところにより、国税庁長官に対して異議の申立てをすることができ、この場合において、当該異議の申立てがあつたときは、当該申立ての日日本税理士会連合会が第二十二條第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 国税庁長官は、異議の申立てを受けて受理した場合において、当該申立てについて理由があると認めたと

きは日本税理士会連合会に対して登録を命じ、当該申立てについて理由がないと認められたときは当該申立てを棄却しなければならない。

4 第二十二條第二項の規定は、前項の規定により当該申立てを棄却しようとする場合に準用する。

5 国税庁長官は、第三項の規定による処分をしたときは、書面によりその旨を当該異議の申立てをした者及び日本税理士会連合会に通知しなければならない。この場合において、当該処分が棄却の処分であるときは、当該異議の申立てをした者に対する書面には、その理由及びその者が第二十二條第四項の規定に該当する者である場合にはその旨を附記しなければならない。

6 日本税理士会連合会は、第三項の規定による登録の命令を受けたときは、すみやかに、登録を行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、第一項又は第二項の規定による異議の申立てに関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「申請に基づき」を「申請に基づき」に改め、「判明したときは」の下に「第四十九條の十七に規定する資格審査会の議決に基づき」を加え、同条第二項中「規定による処分をする」を「規定により登録を取り消す」とする」に改め、同条第三項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分が異議がある場合に準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「登録」とあるのは「当該処分の取消し」と、同条第五項中「その理由及びその者が第二十二條第四項の規定に該当する者である場合にはその旨」とあるのは「その理由」と読み替へるものとする。

第二十六條第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分が確定したとき。

四 前号に規定するもののほか、第四條第二号から第八号までの一に該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

第二十六條第二項中「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号、第二号又は第四号」に、「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第三十六條の見出し中「脱税相談」を「脱税相談等」に改め、同条中「脱税につきを不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき」に改める。

第四十四條第三号及び第四十五條第一項中「登録の取消」を「税理士業務の禁止」に改める。

第四十八條中「戒告又は税理士業務の停止」を削る。

第四十九條第三項中「及び資格」を、「連絡及び監督」に改める。

第四十九條の二第三項中「変更の下に」(政令で定める重要な事項に係るものに限る)を加える。

第四十九條の十四第二項中「及び連絡に関する事務を行う」を、「連絡及び監督に関する事務を行ない、並びに税理士の登録に関する事務を行なう」に改める。

第六十條第四十九條の十九を第四十九條の二十一とし、第四十九條の十六から第四十九條の十八までを二条ずつ繰り下げ、第四十九條の十五に見出しとして「(税理士会に関する規定の準用)」を附し、同条中「(第二項第二号を除く)」を「第一項」に改め、同条を第四十九條の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

(資格審査会)

第四十九條の十七 日本税理士会連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、日本税理士会連合会の請求により、第二十二條第一項の規定による登録若しくは登録の拒否又は第二十五條第一項の規定による登録の取消しにつき必要な審査を行なうものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本税理士会連合会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、税理士、国税又は地

方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九條の十四の次に次の一条を加える。

(日本税理士会連合会の会則)

第四十九條の十五 日本税理士会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十九條の二第二項各号(第二号を除く)に掲げる事項

二 税理士の登録に関する規定

三 第四十九條の十七に規定する資格審査会に関する規定

2 日本税理士会連合会の会則の変更(前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る)は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第五十一條第二項中「第四十四條(第三号を除く)」、第四十五條(第一項中登録の取消の処分に関する部分を除く)から第四十八條まで(これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く)、第四十七條、第四十八條(税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く)に改める。

第五十六條第一項中「第二十二條第一項、第二十五條第一項」を削る。

第六十三條第二号中「第四十九條の十七」を「第四十九條の十九」に改める。

附則第三十項中「昭和三十一年七月一日から五年間に限り」を「当分の間」に改める。

附則第三十一條第一号中「もつばら」を「国税又は地方税に関する行政事務に従事したる」を「官公署における国税又は地方税に関する事務にもつばらに従事したる」に、「行政事務の」を「事務の」に改め、同項第二号中「会計士補」でこれらの者の」を「会計士補」に改める。

附則第三十四項中「並びに第十三條第四項及び第五項」を、「第十三條第四項、第六項及び第八項並びに第十四條第二項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條第一項、第四條第五号、第五條、第八條、第二十四條、附則第三十項、附則第三十一項及び附則第三十四項の改正規定並びに附則第九項の規定は公布の日から、第三十六條の改正規定は同日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 改正後の税理士法(以下「新法」といふ)第四條第七号及び第二十六條第一項第四号の規定の適用については、改正前の税理士法(以下「旧法」といふ)の規定による懲戒処分により税理士の登録を取り消された者は、新法の規定による懲戒処分により税理士業務を行なうことを禁止された者とみなす。

3 新法第四号第九号の規定の適用については、旧法の規定により税理士の登録の申請を却下された者は、新法の規定により税理士の登録を拒否された者となす。

4 旧法の規定により国税庁長官に提出した登録申請書その他の税理士の登録に関する書類は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)において新法の規定により日本税理士会連合会(以下「連合会」といふ。)に提出したものとみなす。

5 旧法の規定による税理士名簿の登録は、施行日以後は、新法の規定による税理士名簿の登録とみなす。

6 旧法の規定により国税庁長官が交付した税理士証票は、施行日以後は、新法の規定により連合会が交付した税理士証票とみなす。

7 旧法第二十二号第一項又は第二十五号第一項の規定による処分を受けた者において当該処分が異議がある場合における訴願については、なお従前の例による。

8 国税庁長官は、施行日において、国税庁に備えた税理士名簿その他の税理士の登録に関する書類を連合会に引き継がなければならぬ。

9 連合会は、この法律の公布の日以後遅滞なく、会則の変更につき必要な手続を行わなければならない。

10 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
第五号第三号中「登録ノ取消ノ処分ヲ受ケタル者」を「業務ヲ禁止

セラレタル者」に改め、「若ハ取消」を削る。  
11 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第七号中「旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)」を削り、「許可の取消、除名又は業務の禁止」を「業務の禁止又は除名」に改める。  
12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十一号中「税理士の登録及び監督並びに」を「税理士」に改める。  
第三十二号第三十三号中「税理士」に改める。

13 弁護士法(昭和二十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。  
第六号第三号中「登録を取り消され」を「業務を禁止され」に改める。

第十二号第一項第二号中「許可取消」を削る。  
14 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「税理士」を削り、「弁理士」の下に「若しくは税理士」を加える。  
15 この法律による改正後の弁理士法第五号第三号、公認会計士法第四号第七号、弁護士法第六号第三号及び第十二号第一項第二号並びに司法書士法第三号第五号の規定の適用については、旧法の規定に

よる懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。

理由

税理士制度の運営の実情にかえり、税理士の自主性の確立に資するため日本税理士会連合会に税理士の登録事務を移譲するとともに、特別な税理士試験を行なう期間を延長し、あわせて税理士試験の受験資格等について規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員理事嶋田宗一君。  
〔報告書は会議録追録に掲載〕

○嶋田宗一君登壇  
「嶋田宗一君 たいだいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案について申し上げます。  
大阪港及び堺港の港湾整備並びに臨港工場用地の造成等の総合整備事業計画は、かねてより関係地方公共団体に於いて検討されておりましたが、このほど、ほぼ成案を得るに至りました。すなわち、その起債対象事業規模は約七百七十億円を予定し、その一部を外貨地方債証券の発行により調達することとし、昭和三十六年度において九十

億円に相当する外貨地方債証券の発行を計画いたしております。

この法律案は、政府として、この計画が適切要と考へ、この外貨地方債証券の発行に対して政府保証及び免税の措置を講じようとするものであります。

その内容の概要を申し上げますと、第一に、政府は、当分の間、外貨地方債証券に関する債務について、国会の議決を経た金額の範囲内で保証契約をすることができるとしてあります。しこりして、昭和三十六年度において保証契約をすることができ金額の限度は、大阪府及び大阪市が共同して発行する外貨地方債証券につき、発行時における基準外国為替相場または裁定外国為替相場で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び発行に関する契約に基づくその他の支払金の額に相当する金額といたしてあります。

第二に、外貨地方債証券の消化を円滑にするため、その利子等に対する租税その他の公課については、これまで外貨公債の例にならぬ、非課税措置を講ずることとしてあります。

この法律案は、本日質疑を終了し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって本案は原案の通り可決いたしました。

次に、税理士法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案のおもな改正の第一は、税理士の自主性を高めるため、従来国税庁長官が行なっていた税理士の登録事務を日本税理士会連合会に移譲することにも、これに伴い、登録に関する税理士の資格を審査するために同連合会に資格審査会を設け、また、税理士会の会則変更の認可制を、できる限り届出制に改めようとするものであります。

第二に、現行の税理士特別試験制度は「昭和三十一年七月一日から五年間に限り」とありますものを、今回所要の改善をはかった上、その存続期間を当分の間延長しようとするものであります。

最後に、税理士試験の受験資格、試験科目の免除資格及び特別試験の受験資格中、現在、一定期間国税または地方税に関する行政事務に従事したことを要件としているものにつきまして、今回これを「官公署における国税又は地方税に関する事務」と改め、その範囲を若干拡張しようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、本日質疑を終了し、直ちに採決を行なういたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。  
まず、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案について採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

次に、税理士法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

次に、税理士法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

次に、税理士法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

次に、税理士法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

昭和三十六年四月二十五日 衆議院會議録第三十三号 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年三月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案  
工場立地の調査等に関する法律(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「工場適地」を「工場適地等」に、「助言を行」を「助言又は勧告を行」に改める。

第二条の見出し中「工場適地」を「工場適地等」に改め、同条第一項中「調査をする地区」を「調査の対象」に、「工場適地の調査を行」を「工場適地の調査及び工場立地の動向の調査を行」に改め、同条第二項中「調査は、当該地区内の団地」を「工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地」に、「行」を「行な」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の工場立地の動向の調査は、製造業(物品の加工修理業を含む。以下同じ。)、電気供給業又はガス供給業(以下「製造業等」という。)を営む者(以下「事業者」という。)の主要な工場又は事業場の設置の状況及びその設置に関する長期の見通しを個別的に調査することにより行なう。

第三条を削り、第四条第一項中「第二条第一項の調査及び前条の報告に基いて」を「前条第一項の調査及び第十条第一項の報告に基づいて」に改め、同条第二項中「前条の報告」を「前条第一項の調査又は第十条第一項の報告」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(工場立地に関する事業者の判断の基準となるべき事項の公表)

第四条 通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、工場立地調査審議会の意見をきいて、第二条第一項の調査に基づき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関し

事業者の判断の基準となるべき事項を公表するものとする。

第十一条第二項中「前項」を「前二条」に、「同項」を「各本条」に改め、同項を第十八条とし、第十一条第一項中「第二条」を「第十条」に改め、同項を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第八条から第十八条までを五条ずつ繰り下げる。

第七条第一項中「十人」を「二十人」に改め、同条第二項中「委員は、」の下に「関係行政機関の職員及び」を加え、同条第三項中「委員」を「学識経験のある者のうちから任命された委員」に、「一年」を「二年」に改め、同条を第十二条とする。

同し)をしよとする者は、少なくとも当該特定工場の設置のための工場の開始の日の九十日前までに、次の事項を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所  
二 特定工場における製品(加工修理業に属するもの)にあつては、その内容  
三 特定工場の設置の場所  
四 特定工場の建築面積及び敷地面積  
五 特定工場の設置のための工場の開始の日

2 前項の規定による届出には、当該特定工場の配置図その他の省令で定める書類を添付しなければならない。

第七条 前条第一項の規定による届出をした者について、その届出に係る特定工場の設置のための工事が完了するまでに相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により前条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から十五日以内に、その旨を通商産業大臣及び

当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならぬ。

(経過措置)  
第八条 第六条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置のための工事をしている者及び当該政令の改廃の日から九十日を経過する日までに当該特定工場の設置のための工事を開始する者については、同項の規定は、適用しない。

第九条 通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号の一に該当するときは、工場立地調査審議会の意見をきいて、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一 特定工場の設置によつてその周辺一帯における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化すると認められるとき。

二 特定工場の設置をしよとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することとするよりも他の業種の製造業等の用に供することとするものが国民経済上きわめて適切なものであると認められるとき。



2 前項の勧告は、第六條第一項の規定による届出のあつた日から六十日以内にしなければならぬ。  
(報告)

第十條 通商産業大臣は、第二條第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところにより、事業者に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣は、前條第一項の勧告を受けた者に対し、当該特定工場の設置に關し報告をさせることができる。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過措置)  
2 この法律の施行の際現に特定工場の設置のための工事をしている者及びこの法律の施行の日から九十日を経過する日までに特定工場の設置のための工事を開始する者については、第六條第一項の規定は、適用しない。  
(通商産業省設置法の一部改正)  
3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表工場立地調査審議会の項中「工場立地の調査を、工場立地」に改める。

理由  
工場立地の適正化に資するため、工場立地に関し事業者の判断の基準

昭和三十六年四月二十五日 衆議院會議録第三十三号 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長長の報告

となるべき事項を公表し、一定規模以上の製造業に係る工場又は事業場の設置に關し届出をさせ、又は勧告をする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事内田常雄君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕  
○内田常雄君 たいま議題となりました工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。政府は、現行の工場立地の調査等に関する法律に基づいて、昭和三十三年度以降、工場適地の調査を行ない、工場または事業場の設置に關する助言を行なってきたのでありますが、最近における工場の新增設の動向は、依然として、特定の地域に対する過度集中等、工業の円滑な発展上好ましくない事態が見受けられますので、これが改善のために本法律案に所要の改正を行なう必要があるというのが、提案の趣旨であります。

改正の要点は、第一に、事業者が一定の地域に一定規模以上の工場を設置しようとする場合には届出を要すること、第二に、この場合、工場の合理的な立地に著しく背反するものについては、工場立地調査審議会の意見を聞いて、設置場所について必要な勧告をすることができると、第三に、政府は、工場立地の動向に關し、事業者の

判断の基準となるべき事項を公表すること、等でありました。  
本案は、三月一日当委員会に付託され、自來、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重な審議を重ね、本日採決に付したところ、全会一致をもって可決すべきものと決しました。以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。  
午後六時五十二分散会

出席國務大臣 水田三喜男君  
大蔵大臣 椎名悦三郎君  
通商産業大臣 齋藤隆夫君  
出席政府委員 齋藤 彌三君  
文部政務次官 齋藤 彌三君

○朗読を省略した議長長の報告  
(法律公布案上及び通知)  
一、去る二十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。  
原子力委員会設置法の一部を改正する法律  
科学技術會議設置法の一部を改正する法律

(通知書受領)  
一、去る二十一日、參議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
通商に關する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギールクセンブルグ經濟同盟との間の協定の締結について承認を求めるとの件  
一、去る二十一日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
国内旅客船公団法の一部を改正する法律  
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律の一部を改正する法律  
失業保險法の一部を改正する法律  
(政府委員承認)  
一、去る二十一日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第三十八回國會政府委員に任命することを受領した。  
警察庁長官官 今竹 義一  
房會計課長官 今竹 義一  
(政府委員自然消滅取消通知受領)  
一、去る二十一日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十二日付厚生大臣官房會計課長熊崎正夫の政府委員自然消滅通知の件はこれを取消す旨の通知を受領した。  
(政府委員発令通知受領)  
一、昨二十四日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る二十二日付議長において承認した今竹義一を昨二十四日第三十八回國會政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)  
一、去る二十一日、通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。  
理事 上林山榮吉君(理事早稻田柳右エ門君去る二十一日理事辞任につきその補欠)  
(常任委員辞任)  
一、去る二十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。  
地方行政委員  
伊藤 誠君 宇野 宗佑君  
田川 誠一君 濱地 文平君  
門司 亮君 金丸 信君  
菅 太郎君 佐々木義武君  
壽原 正一君 鈴木 義男君  
文教委員  
原田 憲君 八木 徹雄君  
井伊 誠一君 鈴木 義男君  
伊藤宗一郎君 久保田藤麿君  
佐々木更三君 門司 亮君  
社会労働委員  
島本 虎三君 田邊 誠君  
井堀 繁雄君 成田 知巳君  
八百板 正君 内海 清君  
農林水産委員  
内藤 隆君 東海林 稔君  
運輸委員  
壽原 正一君 内海 清君  
濱地 文平君 井堀 繁雄君  
通信委員  
山口 好一君 佐々木更三君  
下平 正二君 成田 知巳君  
八百板 正君 大高 康君  
井手 以誠君 島本 虎三君  
田邊 誠君 松井 政吉君  
建設委員  
大高 康君 山口 好一君

六八五

昭和三十六年四月二十五日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長の報告

予算委員 菅 太郎君 網島 正興君  
 伊藤 敏君 内藤 隆君  
 決算委員 足鹿 覺君  
 一、昨二十四日、議長において、次の  
 常任委員の辞任を許可した。  
 社会労働委員 田邊 誠君  
 通信委員 山口 好一君 成田 知巳君  
 八百板 正君 大高 康君  
 建設委員 松井 政吉君  
 予算委員 菅 太郎君 佐々木義武君  
 金丸 信君 壽原 正一君  
 鈴木 義男君 田川 誠一君  
 伊藤 敏君 宇野 宗佑君  
 濱地 文平君 門司 亮君  
 文教委員 久保田藤磨君 伊藤宗一郎君  
 佐々木更三君 門司 亮君  
 八木 徹雄君 原田 憲君  
 井伊 誠一君 鈴木 義男君  
 社会労働委員 八百板 正君 成田 知巳君  
 内海 清君 田邊 誠君  
 島本 虎三君 井堀 繁雄君  
 農林水産委員 網島 正興君 足鹿 覺君  
 内藤 隆君  
 運輸委員 濱地 文平君 井堀 繁雄君  
 壽原 正一君 内海 清君  
 通信委員 大高 康君 井手 以誠君  
 松井 政吉君 田邊 誠君

島本 虎三君 山口 好一君  
 佐々木更三君 八百板 正君  
 成田 知巳君 下平 正一君  
 建設委員 山口 好一君 大高 康君  
 予算委員 伊藤 敏君 内藤 隆君  
 菅 太郎君 網島 正興君  
 東海林 稔君  
 決算委員 一、昨二十四日、議長において、次の  
 通り常任委員の補欠を指名した。  
 社会労働委員 八百板 正君  
 通信委員 大高 康君 松井 政吉君  
 田邊 誠君 山口 好一君  
 建設委員 菅 太郎君 佐々木義武君  
 予算委員 金丸 信君 壽原 正一君  
 鈴木 義男君 田川 誠一君  
 伊藤 敏君 宇野 宗佑君  
 濱地 文平君 門司 亮君  
 文教委員 久保田藤磨君 伊藤宗一郎君  
 佐々木更三君 門司 亮君  
 八木 徹雄君 原田 憲君  
 井伊 誠一君 鈴木 義男君  
 社会労働委員 八百板 正君 成田 知巳君  
 内海 清君 田邊 誠君  
 島本 虎三君 井堀 繁雄君  
 農林水産委員 網島 正興君 足鹿 覺君  
 内藤 隆君  
 運輸委員 濱地 文平君 井堀 繁雄君  
 壽原 正一君 内海 清君  
 通信委員 大高 康君 井手 以誠君  
 松井 政吉君 田邊 誠君

の間の条約の実施に伴う所得税法の  
 特例等に関する法律案  
 (条約受領)  
 一、去る二十一日参議院から受領した  
 条約は次の通りである。  
 日本国とグレート・ブリテン及び北  
 部アイルランド連合王国との間の文  
 化協定の締結について承認を求め  
 るの件  
 日本国とブラジル合衆国との間の文  
 化協定の締結について承認を求め  
 るの件  
 (議案受領)  
 一、去る二十一日参議院から受領した  
 内閣提出案は次の通りである。  
 電気用品取締法案  
 公共施設の整備に関する市街地の  
 改造に関する法律案  
 地方公営企業法の一部を改正する法  
 律案(参議院送付)  
 (条約付託)  
 一、去る二十一日委員会に付託された  
 条約は次の通りである。  
 日本国とグレート・ブリテン及び北  
 部アイルランド連合王国との間の文  
 化協定の締結について承認を求め  
 るの件(条約第七号)(参議院送付)  
 日本国とブラジル合衆国との間の文  
 化協定の締結について承認を求め  
 るの件(条約第八号)(参議院送付)  
 以上二件 外務委員会 付託  
 一、昨二十四日委員会に付託された条  
 約は次の通りである。  
 第二次国際不協定の締結について  
 承認を求めるとの件(条約第一九号)  
 関税及び貿易に関する一般協定に附  
 属する第三十八表(日本国の譲許表)  
 に掲げる譲許を修正し、又は撤回す  
 るためのアメリカ合衆国との交渉の  
 ための件

結果に関する文書の締結について承  
 認を求めるとの件(条約第二〇号)  
 所得に対する租税に関する二重課税  
 の回避及び脱税の防止のための日本  
 国政府とシンガポール自治州政府と  
 の間の条約の締結について承認を求  
 めるとの件(条約第二二号)  
 以上三件 外務委員会 付託  
 (議案付託)  
 一、去る二十一日委員会に付託された  
 議案は次の通りである。  
 地方公営企業法の一部を改正する法  
 律案(内閣提出第一七二号)(参議院  
 送付) 地方行政委員会 付託  
 電気用品取締法案(内閣提出第一七  
 〇号)(参議院送付) 商工委員会 付託  
 公共施設の整備に関する市街地の  
 改造に関する法律案(内閣提出第五  
 九号)(参議院送付) 建設委員会 付託  
 公職選挙法の一部を改正する法律案  
 (島上善五郎君外七名提出、衆法第  
 二七号) 政治資金規正法の一部を改正する法  
 律案(島上善五郎君外七名提出、衆  
 法第二八号) 以上二件 正に關する調  
 査特別委員会 付託  
 一、去る二十二日委員会に付託された  
 議案は次の通りである。  
 水産物の価格の安定等に関する法律  
 案(角屋堅次郎君外二十三名提出、  
 衆法第二九号) 農産物価格安定法の一部を改正する  
 法律案(芳賀貢君外十一名提出、衆  
 法第三〇号)

飼料需給安定法の一部を改正する法  
 律案(芳賀貢君外十一名提出、衆法  
 第三一号)  
 以上三件 農林水産委員会 付託  
 一、昨二十四日委員会に付託された議  
 案は次の通りである。  
 所得に対する租税に関する二重課税  
 の回避及び脱税の防止のための日本  
 国政府とシンガポール自治州政府と  
 の間の条約の実施に伴う所得税法の  
 特例等に関する法律案(内閣提出第  
 一八六号) 大蔵委員会 付託  
 (条約送付)  
 一、去る二十一日参議院に送付した条  
 約は次の通りである。  
 犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關す  
 るアジア及び極東研修所を日本国に  
 設置することに関する国際連合と日  
 本国政府との間の協定の締結につ  
 いて承認を求めるとの件  
 通商に関する日本国とキューバ共和  
 国との間の協定の締結について承認  
 を求めるとの件  
 (議案送付)  
 一、去る二十一日参議院に送付した内  
 閣提出案は次の通りである。  
 国家行政組織法等の一部を改正する  
 法律案  
 地方税法の一部を改正する法律案  
 測量法の一部を改正する法律案  
 一、去る二十一日、予備審査のため次  
 の本院議員提出案を参議院に送付し  
 た。  
 公職選挙法の一部を改正する法律案  
 (島上善五郎君外七名提出)  
 政治資金規正法の一部を改正する法  
 律案(島上善五郎君外七名提出)

一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

水産物の価格の安定等に関する法律案(角屋堅次郎君外二十三名提出)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出)

飼料供給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出)

(議案通知)

一、去る二十一日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する衆議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

科学技術会議設置法の一部を改正する法律案

(条約通知書受領)

一、去る二十一日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る二十一日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

衆議院会議録第三十二号(その一)中

正誤

ペシ段 行 誤 正

六三 四 終り 九 団体 対する 団体 対する

昭和三十六年四月二十五日 衆議院會議録第三十三号

六八八

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円  
（但し良質紙は二十円）

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三二一